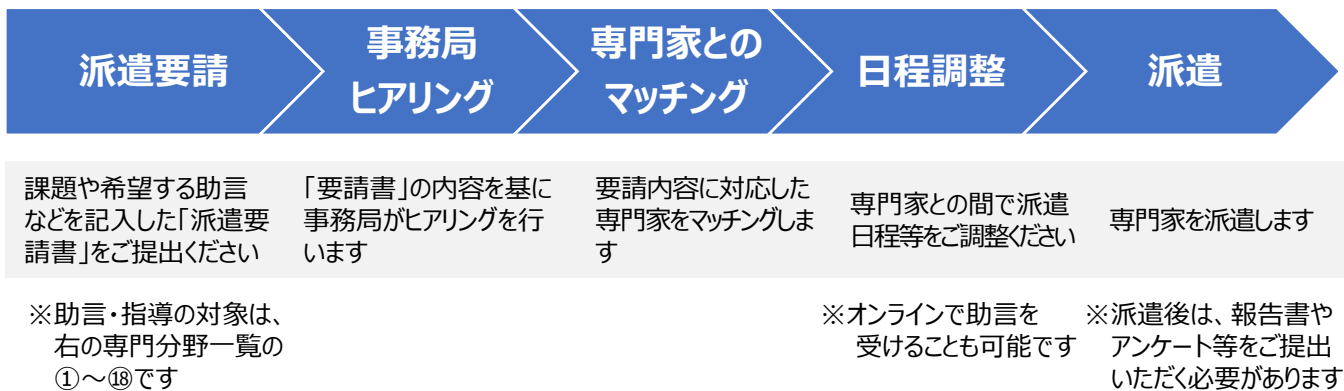


- ・旅行者の地域周遊・長期滞在に向けた課題解決のため、専門家から助言や指導を受けることができる事業です。
- ・観光庁は、専門家の派遣にかかる旅費・謝金を支援します。
※専門家への旅費・謝金の支払いは、本事業の規定に基づいて事務局（観光庁が委託した事業者）が行います。
- ・解決したい課題や希望される助言に合わせて、専門家とのマッチングもお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

○支援対象 登録DMO、候補DMO、地方公共団体

○専門家の助言・指導を受けるまでの流れ



○専門家の派遣実施期間

令和7年6月4日（水）～令和8年2月9日（月）

※要請の希望が集中する場合、派遣日程の調整を依頼することがあります。
予算の状況によっては、上記の期間中であっても要請の受付を中止する場合があることを、予めご了承ください。

○「地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業」HP

本事業の詳細は、以下の観光庁ホームページをご覧ください。
登録している専門家一覧を閲覧したり、専門家の派遣要請に必要な書類をダウンロードすることなどが可能です。

※派遣の条件等の注意点についても記載しております。

【ホームページURL】



https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/chihoyukyaku/contents/senmonka.html

○専門分野一覧

分類	専門分野
DMO等の設立・運営 ※DMO等…DMO、観光協会、第三セクター等	①DMO等の組織経営 ②DMO等の財源確保 ③DMO等の人材育成・採用
観光地経営の調査・戦略策定	④データ収集ツールの導入 ⑤各種データの収集・整理・効果検証 ⑥観光戦略策定 ⑦事業者や住民等の理解・参画促進
受入環境整備	⑧資金調達 ⑨施設・機器・二次交通の整備や改善 ⑩観光施設運営 （宿泊施設・商業施設・体験施設・観光案内所等） ⑪観光人材育成 （宿泊施設・商業施設・体験施設・観光案内所・ランドオペレーター・ガイド等） ⑫サービス品質保証
滞在コンテンツの充実	⑬観光資源の抽出 ⑭滞在コンテンツ造成 （自然・文化・食・スポーツ等） ⑮販路開拓・拡大 ⑯名産品開発
情報発信・プロモーション	⑰WEB・SNSの活用 ⑱その他情報発信・プロモーション

■お問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせや、派遣要請書のご提出、専門家とのマッチングのご相談などは、以下にご連絡ください。

令和7年度「地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業」事務局
株式会社ケー・シー・エス 【受付時間】10:00～17:00
【電話】090-7382-2931 【メール】senmonka_haken@kcsweb.co.jp

■本事業の担当 観光庁 観光地域振興課 広域連携推進室